

(改正後全文)

## 地域生活支援給付費の請求に関する要領

千葉県地域生活支援給付事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第21条第4項に規定する地域生活支援給付費（以下「給付費」という。）の請求に関する要領（以下「要領」という。）を次のように定める。

(地域生活支援給付費の請求)

第1条 登録地域生活支援給付サービス事業者(実施要綱第18条第1項に規定する「登録地域生活支援給付サービス事業者」をいう。以下同じ。)は、給付費を請求しようとするときは、登録地域生活支援給付サービス（実施要綱第18条第1項に規定する登録地域生活支援給付サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める事項を記録した電子ファイルを、インターネット上のネットワークを經由し、保健福祉局長が指定する情報システム（以下「支払システム」という。）に伝送することにより行うこととする。

(地域生活支援給付費の請求日)

第2条 地域生活支援給付費の請求は、各月分について翌月10日までに行わなければならない。

2 前条の規定による給付費の請求は、支払システムの電子計算機に備えられたファイルに、当該登録地域生活支援給付サービス事業者の伝送した電子ファイルの内容が記録された時に行われたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 登録地域生活支援給付サービス事業者は、本要領に規定するところにより給付費を請求する場合であっても、実施要綱第22条に規定する審査を実施するにあたり保健福祉局長が必要と認める場合、当分の間、千葉県地域生活支援給付費請求書（様式第12号。以下「給付費請求書」という。）に千葉県地域生活支援給付費明細書（様式第13号。以下「給付費明細書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、給付費明細書には、提供した登録地域生活支援給付サービスの内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

第3条 登録地域生活支援給付サービス事業者であって、本要領の規定するところにより請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第1条及

び第2条の規定にかかわらず、給付費請求書に給付費明細書を添えて市長に提出することにより、給付費を請求することができる。

2 第2条第2項の規定については、前項の規定において準用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年5月1日から施行する。ただし、平成21年3月31日までの間に提供された登録地域生活支援給付サービスに係る給付費の請求については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。